

様式第17号(第20条関係)

ひたちなか市指令第1778号

許可証

住 所 ひたちなか市大字津田2554番地の2

氏 名 勝田環境株式会社

代表取締役 望月 福男

令和4年2月8日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社
取扱廃棄物の種類	浄化槽汚泥
收集、運搬及び処分の別	清掃・收集・運搬
処分の場所	ひたちなか市勝田衛生センター
営業の区域	ひたちなか市（但し、旧勝田市の地域に限る。）
処分料金	市で定める処理手数料
営業許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
条件	1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法及び関係法令（市条例等を含む。）を遵守するほか、市長の指示に従うこと。 2　ディスポーザーシステム処理槽の汚泥については、勝田衛生センターに搬入せず、株式会社カツタ（ひたちなか市高野1968番地2）へ搬入すること。

令和4年3月15日

ひたちなか市長 大谷 明

